

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1380号)

平成29年2月9日

横情審答申第1380号

平成29年2月9日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 靜雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成28年5月20日建建安第153号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち誓約書及び通知書（2. 平成4年22日板作りの塀を壊させる誓約書を書かせ翌日23日に許可した標題の課長で裁判で時効になった。4月22～回答文書まで一式の開示）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち誓約書及び通知書（2. 平成4年22日板作りの塀を壊させる誓約書を書かせ翌日23日に許可した標題の課長で裁判で時効になった。4月22～回答文書まで一式の開示）」について、「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち誓約書」について非開示とした決定は妥当ではなく、対象行政文書を特定の上、改めて開示、非開示を決定すべきであるが、その余の文書について非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち誓約書及び通知書（2. 平成4年22日板作りの塀を壊させる誓約書を書かせ翌日23日に許可した標題の課長で裁判で時効になった。4月22～回答文書まで一式の開示）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年4月13日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち誓約書及び確認通知書については、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項に規定する行政文書分類表（以下「文書分類表」という。）に当たる平成4年度の文書分類表の保存期間3年の「建築確認申請関係書類」に該当する文書であり、保存期間経過により廃棄済みである。
- (2) しかし、「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち誓約書」について、本件審査請求を受けて改めて存在について確認したところ、実施機関を被告として提起された訴訟に係る資料として保管されていた。そのため、当該誓約書については、本件審査請求に係る答申を受けた後に、条例第7条第2項各号に掲げる非開示情報を除き開示する。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件審査請求文書は、裁判所及び実施機関各部署において近隣住民に既に公にされている情報であるため、開示すべきと考える。
- (3) 実施機関は、平成20年11月5日に、平成4年4月6日に申請した確認申請書を審査請求人宅に持参している。また、実施機関は、本件審査請求文書を3年保存した後に廃棄したと主張しているが、3年保存した後に廃棄しているのであれば、平成20年11月5日には存在していないはずである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 建築確認等に係る事務について

横浜市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、建築主から建築物の計画について申請がされた場合、建築局建築指導部建築安全課（平成4年度当時は各区の区政部建築課）で、申請された図面等を建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条に定められる建築基準関係規定に適合するかどうかを確認し、適合する場合は確認済証を発行している。

また、確認済証を交付した場合には、建築中及び完成後に現地において建築基準法の適合性について検査を行っている。

建築確認等に係る一連の資料については、本件開示請求文書に係る平成4年度の時点では確認申請書の保存期間が建築基準法等に定められていなかった。そのため、平成4年度の文書分類表により確認したところ、誓約書及び確認通知書については「建築確認申請関係書類」に該当する文書として、保存期間は3年であった。

なお、平成19年度以降、確認申請書については建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の3に確認済証の交付の日から起算して15年間の保存期間が規定されている。

##### (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、旭区白根三丁目特定番地に係る平成4年度の確認申請書（確認番号4旭特定番号）の一部であり、平成4年度当時の事務取扱により建築基準法第42条第2項の道路に接する申請について求めていた誓約書及び確認した際に

通知する確認通知書である。

(3) 本件処分の妥当性について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1366号（平成28年12月7日。以下「先例答申」という。）では、旭区白根三丁目特定番地に係る平成4年度の確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち誓約書、確認通知書及び合格通知書が対象行政文書であった。本件審査請求文書は、先例答申に係る対象行政文書のうち誓約書及び確認通知書と同一の文書である。

実施機関は、先例答申と同様に、確認申請書のうち確認通知書については廃棄済みであると説明していた。しかし、確認申請書のうち誓約書については、訴訟に係る資料として保管していたことを確認したため、本件審査請求に係る答申を受けた後に、条例第7条第2項各号に掲げる非開示情報を除き開示することとしている。

現時点において先例答申における判断を覆すような事情の変化は認められず、本件処分の妥当性についての当審査会の判断は、先例答申において示したとおりである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定のうち、確認申請書のうち誓約書について非開示とした決定は妥当ではなく、対象行政文書を特定の上、改めて開示、非開示を決定すべきであるが、その余の文書について非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年 5月20日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年 6月20日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年 6月20日 (第197回第三部会)	・諮問の報告
平成28年 6月23日 (第292回第一部会)	
平成28年 6月24日 (第295回第二部会)	
平成28年 11月25日 (第304回第二部会)	・審議
平成28年 12月 7日 (第305回第二部会)	・審議
平成29年 1月17日 (第306回第二部会)	・審議